

案

地域内フィーダー系統確保維持計画 (平成25~27年度)

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成24年6月●●日

(協議会名称) 新居浜市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 石川勝行

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを隨時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

(2) 必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを隨時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

年 度	目 標
平成25年度	一日当たりの利用者数13人、一台当たりの利用者数1.3人を目標とする。
平成26年度	利用対象地域に拡大により、運行エリア内におけるバス交通空白地域の解消率100%を目標とする。
平成27年度	登録者数、利用者数を前年度比で増加させる。

(2) 事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 利用対象地域

・平成25年度

　　荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域

・平成26年度、27年度

　　利用対象地域を、川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域に拡大する。

(4) 行き先として指定できる施設

・交通結節点(バス停留所・駅・港等)

・医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)

・金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等)

・商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等)

・保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等)

・公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)

・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設(新居浜駅など、エリア外を含めて設定)

(5) 運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日まで(土・日曜・祝休日は運休)

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(6) 利用料金

大人(中学生以上)1回乗車 500円(障がい者等割引者は半額)

小人(小学生以下)1回乗車 250円(障がい者等割引者は半額)

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(7) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車。

(8) 運行台数

・川東エリア セダン型タクシー 2台

・上部東エリア セダン型タクシー 2台

・上部西エリア セダン型タクシー 2台

(9) 運送予定者

平成23年1月11日から3月31日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、平成24年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。

・川東エリア 有限会社 東雲タクシー

・上部東エリア 有限会社 光タクシー

・上部西エリア 有限会社 光タクシー 中萩タクシー有限会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(車両の取得を行わないため、記載なし)

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(車両の取得を行わないため、記載なし)

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(車両の取得を行わないため、記載なし)

11. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意
- ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論
- ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月~9月の運行計画、全体計画を合意
- ・平成23年 6月29日 23年10月~24年9月までの運行計画を合意
- ・平成23年 9月20日 23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成24年 3月21日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議
- ・平成24年 3月28日 23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施。
- ・平成24年 6月19日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議
- ・平成24年 6月●●日 25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定

12. 利用者等の意見の反映

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。

※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。

(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)

- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象とした試験運行に対するアンケートを行い、意見を反映。

13. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局建設部建設企画課
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部（再掲）、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
(所 属) 新居浜市経済部運輸観光課
(氏 名) 桑原 一郎
(電 話) 0897-65-1261
(e-mail) i12049@city.niihama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成25年度

都道府県 (市区町 村)		運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダ－の別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)
					基準口で該 当する要件 基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確 保策
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内 フィーダー	4,322.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内 フィーダー	4,322.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内 フィーダー	1,799.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
	中萩タクシー有限会社	上部西エリア	地域内 フィーダー	2,523.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
		合 計			12,967	

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとビのよう
に接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フイーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)	
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策 等
(新居浜市)	愛媛県 有限公司 東雲タクシー	川東エリア	地域内 フイーダー	4,156.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
	有限公司 光タクシー	上部東エリア	地域内 フイーダー	4,156.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
	有限公司 光タクシー	上部西エリア	地域内 フイーダー	1,686.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
	中萩タクシー有限会社	上部西エリア	地域内 フイーダー	2,470.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続
合 計				12,468		

(注)

- 「地域内フイーダー系統の基準適合」は地域内フイーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとビのよう
に接続を確保するかについて記載する。

- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町 村)		運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フイ ーダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フイーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)	
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛媛県 (新居浜市)	東雲タクシー 有限公司	川東エリア	地域内 フイーダー	4,122.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	光タクシー 有限公司	上部東エリア	地域内 フイーダー	4,122.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	光タクシー 有限公司	上部西エリア	地域内 フイーダー	1,686.5	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限会社	上部西エリア	地域内 フイーダー	2,436.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
合 計							12,367

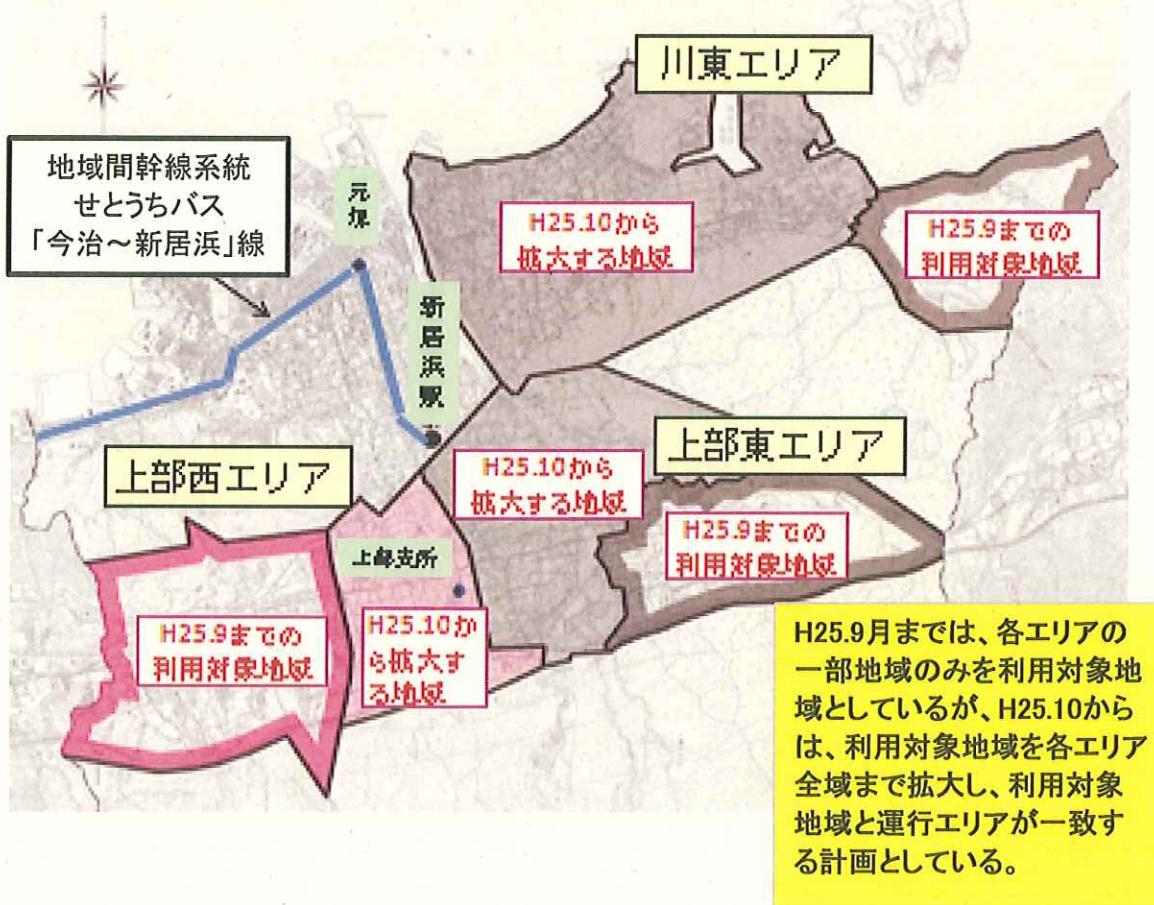
(注)

- 「地域内フイーダー系統の基準適合」は地域内フイーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのよう
に接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1添付書類

運行予定系統を示した地図

新居浜市デマンドタクシーの利用対象地域と運行エリア



エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く
運送の区間	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 上部支所	新居浜駅

